

第2次あわら市総合振興計画後期基本計画（案） 提出された意見の概要と市の考え方

意見公募期間：令和2年12月25日～令和3年1月22日まで

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正の有無
1	人口減少、少子高齢化が進む中において、後期基本計画（案）においても人口や世帯に関する様々なデータが記載されているが、将来の人口推計のようなデータが記載されていても良いのではないか。	第2次あわら市総合振興計画後期基本計画の改訂に併せてあわら市の人口ビジョンも改訂しています。最新のデータに反映されているため、当該内容について記載します（P13）。	有
2	集落の担い手不足が進行するなか、小規模集落では集落活動を維持していくことが困難となってきている。集落支援員の配置や、行政が主導した集落の合併など、新たな施策が必要ではないか。	小規模集落では集落活動の維持が困難となってきています。今後、さらに各集落との協議を進め、「だれもがときめく集落づくり」を推進していきます。	無
3	あわら市ではNPOや社団法人などが多く、まちづくりに取り組む市民が多いように感じます。一方で、それぞれが単体で活動しているように感じるため、行政が活動団体を繋げ（橋渡し役となり）、点から面へ、市民活動が広がるような施策が必要ではないか。	action 6 地域社会-市民主役のまちづくり-（1）市民と市との共同のまちづくり-▼まちづくり活動への支援（P134～135）において「さまざまな分野で活躍している人材の育成を図る『とともに、それぞれの活動の連携を促し、』地域を…」と修正します。	有
4	SDGsの推進について、後期基本計画を推進することが、SDGsのゴール達成に近づくことは理解できるが、事務事業や施策の方針の一つとして「SDGsの推進」といった項目が必要ではないか。	後期基本計画の施策単位でSDGsのアイコンを表示させることで、関連性を強調しています。SDGsの推進にあたっては、SDGsの取り組み自体を進めるのではなく、それぞれの施策を横断的に推進することがSDGsの推進につながると考えています。	無
5	自治会の機能復活 自治会の規模の適正化（50～60戸）を図るため、奨励交付金を設け、近接する小規模自治会の統合や大規模自治会を分割し、現在の自治会数80～90程度に削減するとともに、区長報酬を増額し、区長の機能強化をはかる。また、あわら市を含む公的助成金と企業等の民間助成金で自治会の財政を支援する。	小規模集落では地域活動の維持が困難となっており、近接する小規模自治会の統合や、大規模自治会の分割を議論することも必要ではないかと考えています。ただし、こうした取り組みは、あくまでも地域住民が自らの意思で行うもので、市が主導すべきものではないと考えています。 なお、公的助成金や民間助成金については、毎年、区長ハンドブックにより情報共有を図っているところです。	無

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正の有無
6	道路の清掃管理を自治会に 市民は利便性を享受している道路について、その代償を清掃で返すべきである。資材や用具は、あわら市で支給し、作業は市民が行う「しくみ」を構築するべきである。	一部の農村集落では、市民の皆さんが自主的に道路の清掃を実施していただいているという現状は把握しております。提案のような仕組みを構築することは難しいと考えますが、こうした取り組みを拡大するため、集落の意見も聞きながら検討してまいります。	無
7	除雪 ①除雪に関し、道路の幅員と積雪量で道路ごとの所要除雪時間を推計する算定式を設定する必要がある。 ②除排雪計画の同時立案と防災会出動体制の構築 排雪場所を事前に協議、決定し、一定の積雪量を超過した場合は、市は各自治会の防災会に出動要請（命令）を発出する。防災会に災害時の生活道路の除雪を行わせ、市は幹線道路の通行機能（排雪道路機能を含む）確保に専念すべきである。 ③市街地除雪へ農村部防災会の出動体制の構築 農村部の軽トラックやトラクターを有償で活用して除雪する体制の構築を提案する。 ④歩道除雪の改善 歩道に横付けした軽トラックに直接積み込む歩道用除雪機を開発する。	いただいた意見は、総合振興計画の中で記載するような内容ではない（除雪計画等個別計画の中で記載すべきもの）と考えていますが、除雪体制の充実を図る中で検討させていただきます。	無
8	自分のまち・むらは自分たちで守り、住み易い環境を整備するという意識を持った自治会に誘導する。なんでも公助を求めては、公費が嵩むばかりである。「小規模多機能自治」への取り組みを市も着手すべきである。	action 6 地域社会-人口減少対策-（5）小規模多機能自治の検討-▼小規模多機能自治の検討（P142）に記載のとおり、小規模多機能自治の実施に向けて、先進事例などを参考に検討するとしています。	無
9	文化財を次世代にどのように伝えるのか？ 各歴史遺産の価値を評価し、何を、誰が、どのように伝えるのか、その費用の負担はどうするのかを市と観光関係団体が協議する必要がある。	action 3 教育-文化と芸術の振興-（1）文化財の保護と継承-▼文化財保存活用地域計画の策定と推進（P94）に記載のとおり、まちづくりや観光分野とも連携したあわら市文化財保存活用地域計画を策定することとしています。	無
10	文化財の観光資源化 単一ではなく、複数の文化財の共通性や価値を関係者が評価し協議する過程や協議組織を構築する必要がある	action 5 経済産業-観光の振興-（4）地域資源、観光施設の維持管理-▼地域資源の活用（P115～116）において、「歴史的な価値のある地域の文化財などを『結びつけ、ストーリー性を持たせることにより文化財の観光資源化を図ります。』」と修正します。	有

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正の有無
11	職員の市民活動への参画 市民活動と共感、共振する職員が少ない。また、ボランティア活動に参加する人も公務員出身者は少ない。市民活動を通して行政の限界と市民活動ならではの役割、価値を認識する経験をすべきである。	action 6 地域社会-持続可能な行財政の運営-（1）組織の管理と働き方改革の推進-▼人材の育成と勤務評価の推進（P144）において、「…また、職員の幅広いボランティア活動や地域貢献活動への参加を推奨し、市民との協働意識を育み、地域の担い手として活躍できる職員の育成に努めます。…」と修正します。	有
12	「まち・むら・ときめきプラン」について、3年間の取組事例で、目的に合致したものを取り上げ、区長会議で発表し報奨金を与える。期限内未実施の区の割り当て金を、その報奨金とする。	市では集落活性化のため、すべての集落に集落ときめき活動事業補助金の利用を促すとともに、先進的な事例については広報などを通して情報共有を図り、地域活動の活性化に努めています。ただし、当該補助金の期限内未実施区の割り当て分を、報奨金とすることは考えていません。	無
13	P65のSDGsアイコンについて「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくり」を加えること。	障害者福祉の充実 SDGsのアイコンについて、「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」を追記します。	有
14	第6章の一覧表（P20）において、障害者福祉に関わる「施策の方針」が「障害者福祉の推進」の1項目のみであるが、内容が充実されたことに伴って「障害者福祉の推進（事務事業の1番、2番、3番、5番）」と「差別解消・権利擁護の推進（4番、6番、7番）」の2項目に分けること。	障害者福祉の充実-（1）障害者福祉の推進について、「（1）障害者福祉の推進（事務事業1、2、3、5）」と「（2）差別解消・権利擁護の推進（事務事業4、6、7）」と修正します。	有
15	「障害者」の用語に代わる「障がいのある人」という用語を使用することは大いに評価しますが、「障がいを持つ人」「障がい者」という用語も混在しているので「障がいのある人」に統一すること。関連して、P65本文6行目の「身体に障がいのある人」も「障がいのある人」の表現でよい（「身体に」は不要）と思われます。	「障がいのある人」に統一します。	有
16	P66本文16行目の「適正」は「適性」の誤りと思われます。	「適性」に修正します。	有